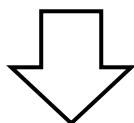


枚方市テニス協会規約改定（案）

（任 期）

- 第 11 条** 役員任期は、1 期 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員は、満 70 歳を定年とし、改選時に満 70 歳を超えている場合は、再任しない。ただし、名誉会長、顧問はその限りではない。
 3. 役員に欠員が生じた場合は、理事会の推薦により、会長が後任に委嘱する。補欠委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。
 4. 名誉会長は、特に任期を設けない。
 5. 顧問は、2 年とする。ただし、理事会の要請があるときは、その限りでない。



（任 期）

- 第 11 条** 役員任期は、1 期 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員は、満 75 歳を定年とし、改選時に満 75 歳を超えている場合は、再任しない。ただし、名誉会長、顧問はその限りではない。役員のうち(1)～(4)については、改選時に満 70 歳を超えている場合は、役職を解き理事になる。
 3. 役員に欠員が生じた場合は、理事会の推薦により、会長が後任に委嘱する。補欠委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。
 4. 名誉会長は、特に任期を設けない。
 5. 顧問は、2 年とする。ただし、理事会の要請があるときは、その限りでない。

【参考】（役 員）

第 10 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長数名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長数名
- (5) 理事 30 名程度
- (6) 監事 2 名以内

2. 本会は、必要に応じ名誉会長 1 名、顧問若干名を置くことができる。

---改定理由---

- ①理事の高齢化 ②理事のなり手不足 ③会社の定年が伸び、ウィークデイに活動できる理事の確保が困難 ④経験豊富な理事の確保 ⑤人生 100 年と寿命が延びてきた。